

令和6年第9回8月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和6年8月7日(水) 午後1時59分から午後2時32分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 36人中、31人出席
4. 出席委員名
 1. 松橋 正行 2. 古坂 光司 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也 6. 杉野森由美子
 8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造 11. 三橋 衛 12. 野宮富喜子
 13. 笠井 正己 16. 菊池 昭二 17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次 19. 工藤しのぶ
 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣 22. 今 輝義 23. 鎌田 誠 24. 三橋 弘
 25. 長谷川一幸 26. 工藤 恒實 27. 長谷川秀樹 28. 小山内 壽 29. 藤本 正彦
 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫 33. 工藤 宰 34. 横山 治彦 35. 神 文敏
 36. 浅見 春樹 計 31人
5. 欠席委員名 3. 高橋 敦樹 7. 小笠原 繁 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美
30. 工藤 正樹 計 5人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

- 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第43号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第44号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第45号 農地に該当するか否かの判断について
議案第46号 農用地利用集積計画の決定について
議案第47号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 次長：村田龍治 係長：宮西正高 主査：小笠原瞳
主事：吉田純也 主事：一戸想永 計6人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和6年第9回(8月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は、ご多忙のところ8月総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今月21日、西つがる地区の農業委員会大会が当市で開催されます。当日は大きい

イベントも開催されると耳に入っておりますが、我々は農業委員会大会を盛り上げ、提案された要望を県に送りたいと思いますので皆様のご協力をお願い致します。

さて、本日は8月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中31名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。
「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には13番笠井正己委員、16番菊池昭二委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第43号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第44号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第45号 農地に該当するか否かの判断について

議案第46号 農用地利用集積計画の決定について

議案第47号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

以上、報告1件、議案5件、計6件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（一戸主事）

それでは、1ページをお開きください。報告第13号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和6年8月7日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第13号は、1ページの番号119番から5ページの番号130番までの12件です。解約は田が11件で面積は62, 674㎡、畑が1件で面積は14, 219㎡です。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第43号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、6ページをお開きください。議案第43号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年8月7日提出。つがる市農業委員会会長。

議案第43号は、6ページの番号187番から12ページの番号199番までの13件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が6件で、田が44, 994㎡、「贈与」が7件で、田が81, 486㎡、畑が8, 405㎡、樹園地が2, 993㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから5ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明致します。6ページ、187番の田は総額270万円、10a当たり約21万9千円、188番の田は10a当たり20万円、7ページ、189番の田は総額544万円、10a当たり約80万1千円、190番の田は総額634万円、10a当たり約70万1千円、191番の田は総額250万円、10a当たり約70万3千円、8ページ、192番の田は総額322万円、10a当たり約70万1千円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第４３号の質疑を終結致します。これより、議案第４３号を採決致します。おはかり致します。議案第４３号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４３号は、原案のとおり決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第４４号農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主事）

１３ページをお開きください。議案第４４号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第５条第３項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和６年８月７日提出。つがる市農業委員会会長。

番号１５番の申請地は、柏桑野木田の田１筆で面積が４，６５８㎡です。資材置場として利用するための申請です。周辺は宅地や農地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われまます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。２番古坂光司委員、報告をお願い致します。

(２番古坂光司委員報告)

現地確認の報告を致します。本日、午前１０時より、「３５」番「神」委員と私「２」番「古坂」、事務局長と吉田専門員の４人で確認してまいりました。

１３ページ番号１５番の申請の場所は、柏中学校より南に約３００ｍに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第４４号の質疑を終結致します。これより、議案第４４号を採決致します。おはかり致します。議案第４４号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４４号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第４５号農地に該当するか否かの判断について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

１４ページをご覧ください。議案第４５号農地に該当するか否かの判断について。耕作放棄地に係る農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、審議を求める。令和６年８月７日提出、つがる市農業委員会会長。

１５ページをお開きください。表の左から、土地の所在地、地目、面積、所有者氏名、耕作放棄地の把握年月日、今年度の現況確認年月日となっています。みなさまのお手元に、現地調査報告書を配布しています。地区ごとに農業委員３名と事務局で調査し「既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難である。」と判断し非農地として確認しています。

内訳としましては、木造地区、田が８筆で７，５８５㎡、畑が３筆で１，９４０㎡、次に１６ページの柏地区、畑が１筆で１５６㎡、次に１７ページの森田地区、畑が２筆で面積が２，１５３㎡となっており、本日の総会で非農地と判断された場合には、今月末頃までに所有者またはご家族の方に非農地通知書を発送する予定です。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。農業委員３名と事務局職員に現地調査と、その状況を確認させております。「農地に該当するか否かの現地調査結果報告書」の写しをお手元に配布しておりますので、現地確認の報告を省略致します。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第４５号の質疑を終結致します。これより、議案第４５号を採決致します。おはかり致します。議案第４５号は「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議案第４５号は「非農地」と判断することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第４６号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主事）

それでは１８ページをお開きください。議案第４６号について説明致します。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和６年８月７日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第４６号は、１８ページ番号２０番から、２８ページ 番号３０３番までです。内訳ですが、「公社への売渡」で、田が１件、面積が９，３３２㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が１件で、面積が１７，１７９㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が１４件、面積が合計２００，０９０．０１㎡です。次に、「再設定の使用貸借」で、畑が１件、面積が合計２９０㎡です。議案第４６号の合計としまして、田が１６件、畑が１件、面積が合計２２６，８９１．０１㎡となります。

それでは、売買価格について説明致します。１８ページをお開きください。１３ページ番号２０の田は、総額６４７万円、１０ａ当たり約６９万３千円です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第４６号の質疑を終結致します。これより、議案第４６号を採決致します。おはかり致します。議案第４６号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４６号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第４７号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（村田次長）

それでは、２９ページをお開き願います。議案第４７号についてご説明致します。農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について。農業委員会等に関する法律第７条の規定により「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を改正したので意見を求める。令和６年８月７日提出、つがる市農業委員会会長。

提案理由ですが、農業委員会等に関する法律第７条第２項により農業委員会は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員（農業委員）の意見を聴かなければならないことから、意見を求めるものであります。３０ページから３５ページまでが「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」になっております。内容については議案配布を事前に行っていることから、主な点だけ簡単に説明させていただきます。

今回の改正は目標数値の見直しになります。３１ページをお願いします。（１）遊休農地の解消目標です。現状として、遊休農地１２．７ha、遊休農地の割合が０．０９％ですが、５年後の令和１１年３月時点で遊休農地０ha、遊休農地の割合を０％と目標を定めております。

続いて、３２ページ（１）担い手への農地利用集積目標は、現状集積面積が１３，１０９haで集積率が９１．７％ですが、５年後の令和１１年３月時点で現状維持の集積面積１３，１０９ha、集積率９１．７％を目標として定めております。

３３ページをお願いします。３．新規参入の促進（１）新規参入の促進目標ですが、現状として、個人新規参入者数３名、個人新規参入面積３．２ha。法人新規参入者数３法人で、法人新規参入面積が１７haとなっております。５年後の令和１１年３月時点で個人新規参入者数２３名、個人新規参入面積１８ha。法人新規参入者数１３法人で、法人新規参入面積が４２haを目標としております。以上、簡単でございますが、議案第４７号の説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第４７号の質疑を終結致します。これより、議案第４７号を採決致します。おはかり致します。議案第４７号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４７号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第４の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

１．次期総会日程（案）について（竹内事務局長）

- | | | |
|-------|------------------------|-----------|
| １）日 時 | 令和６年９月３日（火） | 午後２時００分より |
| 場 所 | 生涯学習交流センター「松の館」２階 視聴覚室 | |
| | | |
| ２）日 時 | 令和６年１０月３日（木） | 午後２時００分より |
| 場 所 | 生涯学習交流センター「松の館」２階 視聴覚室 | |

２．事務連絡

- １）農業委員会大会・研修会について（宮西係長）
- ２）農用地のあっせんのお願について（吉田主事）
- ３）全国農業新聞普及活動について（小笠原主査）
- ４）農地移動適正化あっせん事業あっせん委員必携の配布について（村田次長）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和６年第９回（８月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。